

北海道告示第 10059 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があった。

その届出に係る指定漁船調書は、漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合の事務所に備え置いて、令和 5 年 1 月 20 日から 15 日間、一般の縦覧に供する。

令和 5 年 1 月 20 日

北海道知事 鈴木 直道

発起人の住所及び氏名		加入区名	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項 の申出をする漁業協同組合の名称
幌泉郡えりも町字笛舞 71 番地	堤 明光	えりも加入区	えりも漁業協同組合
幌泉郡えりも町字庶野 686 番地の 85	安田 司	同	同